

新型コロナ感染症下のメンタルヘルスケア 医療介護従事者への支援に焦点をあてたワークショップ開催

令和3年5月29日（土）、本学災害こころの医学講座主催のもと、東北大学・福島県立医科大学コンダクター型災害保健医療人材の養成プログラムとして、ワークショップ「新型コロナ感染症下のメンタルヘルスケア～医療介護従事者への支援に焦点をあてて～」を、災害時に心理支援活動を行う方や関心のある方を対象にオンラインにて開催しました。

新型コロナウイルス感染症は、本邦における医療・介護現場とそこで働く人々に大きな混乱をもたらしていますが、その支援はまだ体系化されていません。そこで国内の様々な現場で医療

・介護従事者に対する支援を実践している方々の講演を通して、支援内容の共有と、今後の支援の在りかたについて考える機会となることを目的に開催しました。本学からは、主催である災害こころの医学講座前田正治主任教授、瀬藤乃理子准教授、竹林唯助手が講演を行いました。

他にも、日本赤十字社医療センター公認心理師秋山恵子先生による「総合病院における職員支援」、国立がん研究センター中央病院精神腫瘍科公認心理師柳井優子先生による「がん専門病院における医療従事者支援の取組み」の講演が行われ、医療現場での具体的

な支援内容について共有できました。また、質疑応答では、同じ問題や課題を持った受講者から、対処方法の詳細や今すぐ対応が迫られていることなどの実務的な相談などが続きました。

新型コロナウイルス感染症への対応が医療従事者に与えるダメージは、計り知れないものであり、手探りの中で日々対応を強いられる状況が続きます。様々な現場で医療・介護従事者に対する支援を実践している方々に対して、支援内容の共有や今後の支援の在りかただけでなく、心の支援チームの存在の大切さを改めて認識し、明日に立ち向かう決意のもと閉会いたしました。

前田正治主任教授による講演 テーマ：「コロナ禍と医療従事者の トラウマ」

医療従事者や介護従事者などの支援者は、責任感が強く、罪責感情を持ちやすいなどの性質を持ち、場合によっては、患者さんやご家族、要支援者の怒りなどの陰性感情にさらされることもあり、トラウマを受けやすいと指摘しました。中でも、新型コロナウイルス感染症患者の対応をしている医療従事者は日々の社会的圧力、スティグマや過労状況などのストレスに襲われることが多い傾向にあり、医療従事者・介護従事者へのケアの重要性を話しました。

そして、心の健康を大切にすることは体の健康維持と同じく大切であり、頑張っている自分をほめるようにしてほしいと呼びかけました。



瀬藤乃理子准教授による講演 テーマ：「軽症者宿泊施設における 心理的支援」

軽症者宿泊施設で過ごす感染者の方々へのメンタルヘルス支援を実践する場合には、遠隔カウンセリングで「心理教育」を実践し、入所から復職を見据えて1日を整え、元気な状態で帰宅することを目指します。

課題として、それぞれの施設で心理的介入方法が異なるため、各施設に沿った円滑なメンタルヘルス支援ができるような準備が必要となること、有症状者が増加すると、看護師や常駐スタッフの負担も増加するため、「その時の状況を」よく理解しておくことが求められることを挙げました。また、感染拡大状況に備え、心理的支援の手順や方法をまとめておく必要があると話しました。



竹林唯助手による講演 テーマ：「クラスターの発生した医療施設・介護福祉施設職員を対象としたメンタルヘルス支援」

本学が設置に協力している福島県感染対策チームのこころのケアチームとして、職員員のメンタルヘルス支援を行なってきました。個別面談にてストレス状態のアセスメント、誹謗中傷の被害の確認を行い、専門的治療、継続面談の要否を判断する、陽性経験者には、復帰の際の注意点を確認するなど、支援は多岐にわたります。

課題として、治療や療養、自宅待機中はストレスが多いわりに、外部支援の開始時には間に合わず、孤立する時期となるにもかかわらず自発的な相談も少ない傾向にあるため、その期間中の支援について考える必要があると話しました。



本学もイエローグリーン・ライトアップ運動に参加



5月31日は世界保健機関（WHO）が定める「世界禁煙デー」です。それに合わせて日本では、5月31日から6月6日までを「禁煙週間」としています。この期間、県内では、医療機関や事業所などを受動喫煙防止を象徴する黄緑色に染めるイエローグリーン・ライトアップ運動

を行います。本学でも、ふくしまのちと未来のメディアカルセンター棟前の案内版を、イエローグリーンにライトアップしています。

自分と大切な人の命と健康を守るため、禁煙について考えてみませんか。

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた 6月1日以降の本学の対応・取組について

全教職員、学生各位

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止に向けた本学の取組について

皆様の御協力もあり、福島県内における感染状況が改善しつつあることから、5月14日に全県に発令されていた「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」は、5月31日をもって解除されました。

しかしながら、会津若松市においては感染の再拡大の懸念もあることから、県は市の要請に基づき、6月7日までを集中対策期間とし不要不急の外出自粛等の感染防止対策を継続することとし、その他の地域においても感染の再拡大を防止するため、6月30日までの1か月間、緊急特別対策期間終了後の重点対策を実施することとしました。引き続き、大学には、感染リスクの高い活動を控えるよう学生への注意喚起の徹底を求められております。こうした状況を踏まえて、本学では下記のとおり取組を継続していくこととします。全ての教職員、学生においては、県における医療の最後の砦の一員であるという高い認識のもと、①外出時や会話時のマスクの着用、②こまめな手洗い・手指消毒の徹底、③こまめな換気、④ソーシャルディスタンスの確保といった基本的な感染対策の徹底に取り組むようお願いいたします。

記

- 1 会津医療センターの職員については、引き続き、地域を問わず不要不急の外出を自粛すること。
- 2 会津医療センター以外の教職員、学生については、緊急事態措置区域等の感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。
- 3 出張等のためにやむを得ず上記1及び2の移動をしなければならない場合は、その可否について所属長の判断を仰ぎ、移動後は2週間の行動履歴を記録すること。また、移動先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で慎重に行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ（略称：COCOA）」を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。
- 4 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行うこととし、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えること。特に会津若松市内においては、県からの営業時間短縮の
- 5 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自分で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び受診・相談センターに連絡するなど適切に対応すること
- 6 業務に支障のない範囲で、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 7 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催への切替を積極的に進めること。
- 8 イベントや集会等の開催にあたっては、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に示された目安等に従うこと。
- 9 学生については、学部や学年ごとに発出された通知等に従い慎重な行動をとること。

令和3年6月1日
福島県立医科大学
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一

新型コロナウイルス感染拡大防止対策における メディア取材対応について

県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた、本学の取材対応の方針を定めましたのでご報告します。感染状況を踏まえ、3段階のレベルを設定し、キャンパスごとで、対応を変えております。

現時点（※6月4日時点）でのメディア取材は、**レベル3**となっておりますので、承知願います。原則、オンラインまたは電話での取材対応をお願いいたします。

尚、対応レベルは、感染状況等を踏まえ必要に応じて見直します。変更する際は、ALL職員メールで連絡のうえ、デスクネッツ掲示板及びHPに掲載するものといたします。本レベル表は、デスクネッツの以下に格納しております。格納場所：「文書管理」－「（企画財務課）企画担当」－「広報業務の手引き」。

また、各講座などに直接取材の申し込みがあった場合は、広報コミュニケーション室へ必ず情報共有をお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、広報コミュニケーション室までご一報ください。

レベル表はこちらから https://www.fmu.ac.jp/univ/covid_info/data/media_support.pdf

